平成２２年（フ）第１４８号
北九州市小倉北区京町４丁目１番７―806号
債務者　山之内皇輔
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５９号
北九州市八幡東区枝光３丁目１番７号
債務者　石橋　則子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６１号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番３―501号
債務者　町田　貴師（旧姓坂本・樋口）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６号
熊本県鹿本郡植木町大字木留1804番地
債務者　太田三知代
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
奈良市南新町60番地の１　グローリーパレス107号
債務者　辻本　理絵
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
熊本市下通１丁目11番27号
債務者　佃　　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７４号
青森県むつ市下北町15番53号　エビナアパートＡ―１号
債務者　中村　日吉
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
青森市小柳１丁目19番15号　王将アパート３号
債務者　横内　勝則
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
神奈川県横須賀市平作８丁目10番１―610号
債務者　山本　宜子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市須軽谷166番地
債務者　亀田　　悟
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３４号
北九州市若松区青葉台南３丁目３番１号
債務者　西田　康雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５号
北九州市若松区青葉台南３丁目３番１号
債務者　西田　文江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６号
北九州市若松区青葉台南３丁目３番１号
債務者　西田　隆之
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１６３号
北九州市八幡西区陣原４丁目19番７―102号
債務者　成吉めぐみ（旧姓権田）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３号
青森県弘前市大字駒越字村元55番地17
債務者　三上　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０号
青森県弘前市大字城東中央１丁目12番地７山形荘２号
債務者　伊藤　麻耶（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３９号
青森県弘前市大字桔梗野３丁目10番地１　市営住宅Ｇ―303号
債務者　黒瀧くるみ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
青森地方裁判所弘前支部